

## 損害保険について

機構のリース物件は全て、損害保険に加入していただきます。

- ア. 構築物（借受者自らが損害保険会社（※）と契約）
  - ・火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災を補償する契約。
- イ. 車 両（借受者自らが損害保険会社（※）と契約（自賠償保険とは別））
  - ・公道を走行する「自動車登録」又は「標識交付」を受けたもの。
- ウ. 動産物件（動産総合保険◎…機構が損保会社と一括契約。借受者は貸付期間中の保険料負担金を第1回目に納入）

## ※損害保険

機構を保険金受取人とする。（損害保険＝質権者、JA 共済＝被共済者）

## ◎動産総合保険

## ★補償の対象となる損害

- ・すべての偶発的な事故により生じた損害  
（火災、落雷、盗難、雪害、水災（特約；台風、暴風雨等による洪水等で生じた損害を含む）等

## ★補償の対象とならない損害

- ・自然の消耗・劣化、さび、カビ、変質、ねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ・ベルト、チェーン、ゴムタイヤ、フォークショベル等の歯・爪の部分等
- ・地震若しくは噴火又はこれらの津波によって生じた損害

## ★支払われる保険金

- ・損害保険金（損害保険会社が鑑定。免責額：1万円）
- ・臨時費用保険金（損害保険金の30%）
- ・残存物取り片づけ費用保険金（事象により対象）

## ★報告の手順

借受者は機構に報告。（受託団体等を経由。構築物・車両の場合は1、3を提出）

1. 事故又は故障が生じたとき。
  - ⇒ 事故・故障状況報告書（速報）
2. 修理を依頼し「当該部分写真」、「修理見積書」の添付資料が揃ったとき
  - ⇒ 貸付施設等事故・故障報告書（1と同時でも可）
3. 修理が完了（復旧）したとき。（「修復写真」、「修理費請求書」を添付）
  - ⇒ 貸付施設等事故・故障復旧報告書
4. 動総保険金対象の場合、保険金を借受者指定口座に振り込み。